



長野県報

4月23日(木)
令和2年
(2020年)
第100号

目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）…………… 1

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障がい者支援課）…………… 2

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）…………… 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定（障がい者支援課）…………… 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）…………… 4

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・経営支援課）…………… 4

ゴルフ場における農業等の安全使用等に関する指導要綱の一部改正（農業技術課）…………… 4

基本測量の終了（建設政策課）…………… 5

公共測量の実施（建設政策課）…………… 5

公共測量の終了（3件）（建設政策課）…………… 5

地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務の委託（建築住宅課公営住宅室）…………… 5

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）…………… 6

政治資金規正法に基づく政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体（選挙管理委員会）…………… 6

地方自治法に基づく包括外部監査の事務の補助について（監査委員事務局）…………… 7

公告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）…………… 7

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）…………… 7



長野県告示第210号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部守一

| 名称 | 所在地 | 認定の有効期限 |
|------------------------|------------------|----------|
| 長野県厚生農業協同組合連合会 下伊那厚生病院 | 下伊那郡高森町吉田481番地13 | 令和5年5月8日 |

医療政策課

長野県告示第211号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部守一

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|-------------------|-----------------|-----------------------|----------|----------------------------|
| 特定非営利活動法人ウエルライフ梓峰 | 障がい児通所支援事業さわやか | 松本市島内332 | 令和2年3月1日 | 児童発達支援 |
| 社会福祉法人安曇野福祉協会 | 多機能型事業所やまびこ学園 | 安曇野市豊科5126-1 | 令和2年4月1日 | 放課後等デイサービス |
| 株式会社アカデミー | 親子支援センター ハンナ | 北佐久郡御代田町大字塩野3180番地558 | 令和2年4月1日 | 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 |
| 風和緩合同会社 | 彩の木 | 松本市梓川倭250-7 | 令和2年4月1日 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 株式会社アクション・サポート | らいず | 北安曇郡松川村6569 | 令和2年4月1日 | 放課後等デイサービス |
| 特定非営利活動法人ワーカーズコープ | 放課後等デイサービスJUMP! | 上田市常磐城5-3-36 | 令和2年4月1日 | 放課後等デイサービス |
| 株式会社千桜舎 | かえで★すくーる | 上伊那郡南箕輪村5272-1 | 令和2年4月1日 | 放課後等デイサービス |
| 株式会社みらい福祉会 | みらいこども松本寿南教室 | 松本市寿南1丁目3-14 | 令和2年4月1日 | 放課後等デイサービス |
| 有限会社武井建築所 | しろくま | 駒ヶ根市赤穂4585-3 | 令和2年4月1日 | 保育所等訪問支援 |

障がい者支援課

長野県告示第212号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部守一

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止した年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|-----------|---------------|-----------------------|-----------|------------|
| 株式会社アカデミー | 児童発達支援事業所 ハンナ | 北佐久郡御代田町大字塩野3180番地558 | 令和2年3月31日 | 児童発達支援 |

障がい者支援課

長野県告示第213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項、51条の14第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部守一

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 | 障害福祉サービス及び地域相談支援の種類 |
|---------------------|-------------------|---------------------------|----------|---------------------|
| 株式会社令和笑店 | グループホーム虹 | 佐久市猿久保619番地11 | 令和2年2月1日 | 共同生活援助 |
| 社会福祉法人アルプス福祉会 | グループホームカープハイッ | 松本市神田1丁目8番32号 | 令和2年2月1日 | 共同生活援助 |
| 特定非営利活動法人カナン | 就労支援事業所そえるcafe | 上田市御嶽堂518番地24 | 令和2年2月1日 | 就労継続支援A型 |
| 一般社団法人シーズ発達研究所 | アトリエシーズ | 諏訪郡下諏訪町社東町14-8 | 令和2年2月1日 | 就労継続支援B型 |
| 特定非営利活動法人COCO | 居宅介護事業所塩尻COCOはーと | 塩尻市片丘中挾11139-1 | 令和2年3月1日 | 居宅介護行動援護 |
| 一般財団法人とこしえ文化事業団 | とこしえハウス | 安曇野市穂高有明7550番地7 | 令和2年3月1日 | 短期入所 |
| ウェルビー株式会社 | ウェルビー松本駅前センター | 松本市深志一丁目2番2号 野田ビル3階 | 令和2年3月1日 | 就労移行支援 |
| 和合同会社 | 和 | 上伊那郡飯島町田切160-144 | 令和2年3月1日 | 就労継続支援A型 |
| 株式会社狸 | 訪問介護事業所 狸 | 茅野市豊平3761 | 令和2年4月1日 | 居宅介護 重度訪問介護 |
| 株式会社あず | 訪問介護ステーションアリス | 安曇野市穂高柏原1707-4 ハイッ柏原A103号 | 令和2年4月1日 | 居宅介護 重度訪問介護 |
| 特定非営利活動法人精神障がい者と歩む会 | グループホームいけだや | 飯田市中央通り4丁目9-1 | 令和2年4月1日 | 共同生活援助 |
| 社会福祉法人望月悠玄福祉会 | グループホームきょうわ | 佐久市協和字六反田2348-1 | 令和2年4月1日 | 共同生活援助 |
| 社会福祉法人望月悠玄福祉会 | グループホームきょうわ短期入所事業 | 佐久市協和字六反田2348-1 | 令和2年4月1日 | 短期入所 |
| 株式会社総合キャリアトラスト | SAKURA長野南センター | 千曲市杭瀬下42番7エムイチカワビル2F | 令和2年4月1日 | 就労定着支援 |
| 社会福祉法人ちくま | ちくま | 松本市宮田8-22 | 令和2年4月1日 | 生活介護 就労継続支援B型 |
| 特定非営利活動法人春の小川 | ちゅーりっぷ | 塩尻市広丘原新田93-1 | 令和2年4月1日 | 就労継続支援B型 |
| 社会福祉法人かりがね福祉会 | OIDEYOハウス | 上田市真田町傍陽8551番地2 | 令和2年4月1日 | 生活介護 |
| 特定非営利活動法人わっこ谷の山福農林舎 | わっこ谷の山福農林舎 | 東筑摩郡筑北村西条3846 | 令和2年4月1日 | 就労継続支援B型 |
| 社会福祉法人この街福祉会 | ぴっぴ | 諏訪郡富士見町境7230-1 | 令和2年4月1日 | 就労継続支援B型 |
| 株式会社CPF | self-A・CPF上田 | 上田市天神1丁目8-1 | 令和2年4月1日 | 就労継続支援A型 |
| T&H合同会社 | パストレー | 茅野市塚原1丁目7番7号 | 令和2年4月1日 | 就労継続支援A型 |
| ライフライク株式会社 | あん相談支援室 | 茅野市宮川3987-3 | 令和2年4月1日 | 一般相談支援 |
| 特定非営利活動法人わっこ谷の山福農林舎 | キノネアク相談所 | 東筑摩郡筑北村西条3846番地 | 令和2年4月1日 | 一般相談支援 |
| 特定非営利活動法人わっこ谷の山福農林舎 | キノネアク相談所 | 東筑摩郡筑北村西条3846番地 | 令和2年4月1日 | 自立生活援助 |

障がい者支援課

長野県告示第214号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項、51条の25第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部 守一

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止した年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|----------------------|--------------------|-----------------------------|-----------|--------------------|
| ヘルパーステーション まがりっと | 特定非営利活動法人コンプタ・キュリア | 安曇野市三郷温2193番地1 | 令和2年1月15日 | 同行援護 |
| ケアサポート 一心 | 株式会社一心 | 長野県諏訪市湖南3220-1 大熊フジコーポ101号室 | 令和2年4月1日 | 重度訪問介護 |
| いなりやま共同作業所 | 社会福祉法人いなりやま福祉会 | 長野県千曲市稲荷山2152-1 | 令和2年4月1日 | 就労移行支援 |
| 多機能型施設モモ | 社会福祉法人この街福祉会 | 長野県茅野市宮川3247-1 | 令和2年4月1日 | 就労継続支援B型 |
| 安曇野市社協デイサービスセンター穂高 | 社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会 | 長野県安曇野市穂高5808番地1 | 令和2年4月1日 | 生活介護 |
| 安曇野市社協デイサービスセンター豊科第2 | 社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会 | 長野県安曇野市豊科4160番地1 | 令和2年4月1日 | 生活介護 |
| いずみの家 | 社会福祉法人希望の虹 | 長野県飯田市今宮町四丁目5609-2 | 令和2年4月1日 | 就労移行支援 |
| がんぎ | 社会福祉法人高水福祉会 | 長野県飯山市南町19番地8 | 令和2年4月1日 | 就労継続支援B型 |
| 発達サポーターズねくすと | 社会福祉法人高水福祉会 | 長野県中野市一本木27-1 | 令和2年4月1日 | 自立訓練（生活訓練） |
| ソレイユ | 社会福祉法人有倫会 | 長野県岡谷市長地小萩3-1-20 | 令和2年4月1日 | 就労移行支援 |
| クリーニング工房COCO | 社会福祉法人廣望会 | 長野県千曲市若宮551-1 | 令和2年4月1日 | 就労移行支援 |
| 多機能型事業所ぶらっと | 社会福祉法人縦の木福祉会 | 長野県小県郡長門町古町2803 | 令和2年4月1日 | 就労継続支援B型 就労定着支援 |

障がい者支援課

長野県告示第215号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部 守一

上伊那郡飯島町田切693番1、694番、695番1、697番2、698番1、699番、700番、701番1、701番2、701番3、701番4、702番、703番、704番、705番、706番、707番、708番、709番、710番、711番、712番、715番、720番、722番1、723番、725番、727番、731番、510番35の一部及び511番31の一部

産業立地・経営支援課

長野県告示第216号

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱（平成元年長野県告示第93号）の一部を次のように改正します。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部 守一

第13条中「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の制定について（平成29年3月9日付け環水大土発第1703091号環境省水・大気環境局長通知）」を「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）」に改める。

農業技術課

長野県告示第217号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

建設政策課

- 2 作業期間
令和元年6月27日から令和2年3月23日まで
- 3 作業地域
飯田市、伊那市、駒ヶ根市、南佐久郡小海町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡飯島町、上伊那郡南箕輪村、下伊那郡豊丘村、下伊那郡大鹿村、木曾郡上松町、木曾郡大桑村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村

長野県告示第220号

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図）
- 2 作業期間
令和元年6月28日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域
佐久市

建設政策課

長野県告示第218号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第221号

軽井沢町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
空中写真撮影
- 2 作業期間
令和元年11月1日から令和2年3月27日まで
- 3 作業地域
北佐久郡軽井沢町

建設政策課

長野県告示第219号

国土交通省中部地方整備局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（車載写真レーザ測量）

長野県告示第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務を次のとおり委託しました。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部 守一

受託者

| 氏名 | 住所 | 委託期間 |
|-------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 弁護士法人ブレインハート法律事務所 | 東京都港区六本木7丁目17番22号 秀和六本木レジデンス610号室 | 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで |

建築住宅課公営住宅室

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年5月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年4月23日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

1 路線名 白馬岳線

2 供用を開始する区間

北安曇郡白馬村大字北城字松川南股入9460番の5地先から

北安曇郡白馬村大字北城字松川南股入9460番の2地先まで

3 供用を開始する期日 令和2年4月24日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年5月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年4月23日

長野県北信建設事務所長 丸山進

1 路線名 箕作飯山線

2 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字豊栄字ヒンゴ2184番の5地先から

下水内郡栄村大字豊栄字宮田2027番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和2年4月23日

道路管理課

選告示第10号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和2年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。

令和2年4月23日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

| 名 | 称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------|---|--------|----------|----------------|
| 上条こうどう後援会 | | 森井実 | 大池正之 | 東筑摩郡山形村3886-11 |
| 佐藤文彦後援会 | | 吉川順二 | 宮下輝 | 下伊那郡喬木村1205-1 |
| 松橋達生後援会 | | 水野雅義 | 松橋幹生 | 長野市若里1-6-35 |
| 松橋達生政策研究会 | | 松橋達生 | 松橋幹生 | 長野市若里1-6-35 |
| 森本まさと後援会 | | 森本信正 | 熊谷秀男 | 飯田市松尾新井6662-1 |

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年4月23日

長野県監査委員

田口敏子
西沢利雄
青木孝子
丸山栄一

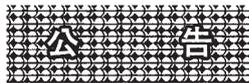
1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|-------|-------------------------------|
| 水城由貴 | 長野県松本市桐1丁目7番35-7号 |
| 高岡敏夫 | 長野県松本市蟻ヶ崎台9番3号 |
| 宮本和之 | 東京都日野市大字上田255番地の13 |
| 柄澤千恵子 | 長野県長野市神楽橋75番地67 |
| 原茂 | 長野県松本市大字里山辺1068番地7 |
| 川崎要介 | 長野県松本市庄内2丁目7番32号 サーパスシティ庄内804 |

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和2年4月16日から令和3年3月31日まで

監査委員事務局



公告

県営新村堰地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年4月23日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営新村堰地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年4月24日から令和2年5月27日まで

3 縦覧の場所

松本市役所

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年4月23日

長野県上田建設事務所長 蓬田陽

1 許可番号

令和元年9月24日 長野県上田建設事務所指令元上建第101-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市上田原字塚田762-6、763-1、763-2、764-3、764-8、764-9、764-イ

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市上田原765番地1

株式会社高山 代表取締役 滝沢康之

都市・まちづくり課